

# 特定医療従事者の就労及びその継続を支援するための 給付金の支給に関する法律案 概要

## 一 趣旨

この法律は、新型インフルエンザ等緊急事態措置区域又は新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置区域において、新型コロナウイルス感染症の患者であってその症状が重度又はこれに類する程度であるものに対する必要な治療、看護等の医療（以下「特定医療業務」という。）を提供するに当たり、特定医療業務に従事する医師、看護師等の医療従事者（以下「特定医療従事者」という。）を確保することが特に重要であることに鑑み、特定医療従事者の就労及びその継続を支援するための給付金（以下「特別就労支援金」という。）を支給するため必要な事項を定めるものとする。

## 二 特別就労支援金の支給

国は、特別就労支援金を、令和3年4月1日から9月30日までの期間において月を単位として支給するものとし、次に掲げる特定医療従事者に対して一月当たり次に掲げる金額を支給すること。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態措置区域において一月間に4日以上特定医療業務に従事した特定医療従事者 20万円
- ② 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置区域において一月間に4日以上特定医療業務に従事した特定医療従事者 10万円

## 三 その他の規定

支給手続等についての周知等、不正利得の徴収、譲渡等の禁止、公課の禁止等の規定を設けること。

## 四 施行期日等

### 1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

### 2 検討規定

- ① 特別就労支援金をより迅速に支給するため、特別就労支援金の支払の事務を医療機関に委託し、当該事務を行うために医療機関に対して迅速に資金を融通する方法その他の方法についての検討
- ② 今後の新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延の状況を勘案した再度の特別就労支援金の支給の必要性についての検討